

## 規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第一条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第二条第一項第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第五条第一項及び第六条中「エネルギー消費性能の」の下に「一層の」を加える。

様式第一号から様式第四号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第七号中「エネルギー消費性能の」の次に「一層の」を加える。

様式第八号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第九号中「エネルギー消費性能の」の次に「一層の」を加える。

### 附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項及び第六条並びに様式第七号及び様式第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。